

# 都留市史

通史編

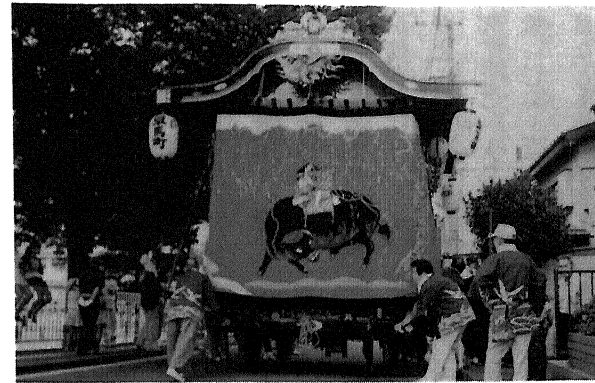
## 第三節 八朔祭と両谷村

### 八朔祭と両谷村

郡内三大祭りと呼ばれる八朔祭りは、江戸時代においても、四日市場村に鎮座する生出神社ナマデの祭礼ながら、町場としての谷村を彩る祭礼行事であり、多くの見物人を集めた。神輿の巡行に続き、附祭が祭礼を華々しく盛り上げたが、この附祭のうちに、下天神町が行う行列と、各町が揃いの衣装で曳き出す屋台とともに演じられる芸能があった。

年未詳の踊り小道具入用通が残されている（近世Ⅱ一〇八）。そこには、中町の若者連が購入した品々が記されている。真田紐、団扇や各種の笠などもあるが、中心は反物である。それも紅色に赤色、鬱金うぐいす、つまり濃く鮮やかな黄色などと、華やかで目を引く色が購入されており、揃いの衣装のあでやかさがうかがえよう。

一方、行列はいわゆる大名行列で、現在も執行されている大名行列の原型にあたるものである。秋元氏が転封に際して行列道具を残し、さらに、足軽が手順や動作を教えこんだと伝承されている。また、屋台には華麗な幕が飾り付けられたが、そのうちの一つは葛飾北斎の筆になるとの伝承を持っている。行列の内容と現在にいたる変化について、また、飾り幕の図柄、屋台の構造、それぞれの保存や補修状況については研究に譲り（『郡内研究』三号）、ここでは、次の点のみ確認しておきたい。まず、行列の創始年代は未詳ながらも、恐らくは享保年間（一七六〇～一七九〇）をさかのほらないと考えられている。そして、曳き屋台は行列よりも遅れて登場し、やがて飾り幕なども作成されていき、文化年間（一八〇四～一八一七）までには、各町の屋台いずれもが体裁を整えたと推測されてい



早馬町の屋台と後幕

る。

谷村が参加した生田神社祭礼であるが、本来、生田神社は町場谷村全域の産土神ではなかった。氏子は下谷村を中心とし、新しく成立した町を加えても、町場では中町・下町、そして下天神町・早馬町・新町の産土神であった。行列や曳き屋台の推測成立年代から考えると、町々が谷村としてともに参加する祭礼はかつてなく、城下町時期はそれでも済んでいたであろう。しかし、秋元氏転封以降時を経るにつれ、谷村が一つになる行事が必要とされ、附祭が創始されていったことがうかがえる。そして、氏子でない町々も、客町という形ながらも、谷村としての一体感を求めて祭礼に参加したのである。

**附祭り執行** 各町の附祭が盛んとなるにつれ、生田神社が鎮座する四

への手続き 日市場村との間で、また、町と町の間で軋轢を生じたた

め、執行手順や費用分担をめぐってさまざまな取り決めがなされた。そ

のつに、幕末に作成された生田神社祭礼定式帳があり（近世Ⅱ一〇六）、そのなかに、嘉永二年（一八四九）の成立と思われる祭礼定式帳が含まれている。この祭礼定式帳により、執行にいたる手続きを見てみよう。

八朔祭りの準備は七月七日に始まる。この日は、上町・上天神町を氏子とする金山大権現の祭礼の日である。

この祭礼へ、生田神社氏子の下天神町・早馬町・新町・中町・下町も、当番世話役の差配をうけ、轎・高張り提灯・警護人を出して参加した。金山大権現の祭りも、町場谷村としての祭りと捉えられていたともいえよう。さ

て、神輿巡行終了後、主催者二町の世話役は五町の世話役を西願寺太子堂へ案内し、同所で、二町の立ち会いのもとで、八朔祭りについての評議が行われた。

このときの議題は、各町の屋台狂言が事情によって休みとすることが許容とされていたため、その第一次表明と調整であったと思われる。附祭を休むときは、客町と同様に轎と警固人を出すこととされていた。ただし、すでに下天神町による行列のみは、残り四町が助け合い金を出してでも執行することになっていた。それは「神輿敬式」のためと理由づけられているが、ともかく、行列が附祭の中心と考えられていた証であろう。

四日市場村も、この行列の存在を無視できなくなっていたらしい。古くは、行列は横町の陣門に勢揃いして大手へと進んだが、このころには、四日市場村内まで入ることとされていた。そこで、行列はまず赤坂まで下り、同所で打たれる鉄砲を合図に、上下姿の四日市場村役人が出迎えるという形式が取られていた。

さて、七月七日の協議後の一六日に、氏子の五町が各町内で評議。翌一七日に、年番総行司・世話役のもと、各町当番世話役が会合。その年の谷村側の祭礼の規模は、これらの手続きを経て最終決定されることになった。そして同日中に、この最終決定は四日市場村の当番世話役会所へ届けられた。このとき、下谷村枝郷のうち新井は、最終評議の結果を通知され、誘い合わせのうえで四日市場村へ出掛けた。対して、姥沢・深田は四日市場側との決議の帰路に届けられた。新井は附祭として神楽を奉納するのに対して、姥沢・深田は客町と同様に幡警固の参加であったためであろうか。また、古川渡村のうち中島・前ヶ久保へは四日市場側から通知した。なお、四日市場村への届け役は四町が中心で、必ず行列を出す下天神町は、その負担を軽減するため、四町で代兼して免除することとされていた。また、新井の誘い、姥沢・深田への通知は、下谷村枝郷であるため中町・下町が担当した。

神輿巡行を 谷村側の協議が届けられても、神輿を氏子圏へ巡行させるかどうかは、鎮座地の四日市場村に決めぐって 定権があった。本来は儀礼的なものだったのであるが、次第に、四日市場村は返答を渋るようになったらしい。近年は、谷村世話役がやって来てから評議を開き、何度も足を運ばせ、そのうえいろいろと事が巧くは運ばないようなことをいうようになったと、生田神社祭礼定式帳に記されている。この祭礼定式帳は谷村の年番総行司が作成したものであるから、これは、あくまでも谷村側の言い分である。ただし、谷村側附祭の隆盛からか、経済的事情からか、主催者の地位が四日市場村との間で主客転倒しがちともなり、ために、四日市場側との間にときに軋轢を生じたらしいことがうかがえよう。

祭礼定式帳に天保一〇年（二〇三）の請書が写し取られている。四日市場村と両谷村から時の幕府代官江川太郎左衛門へ差し出されたもので、江川が時節柄華美風俗の矯正を求めたことが一要因であろう。その二条目で、格別の行列を除いて他の附祭は休み、警固にて供奉することと取り決められている。重要なのは一条目であろう。神輿は年柄にかかわらず巡行することが仕来りで、当年も巡行すること。もし、四日市場村で差し支えがあったときは、谷村氏が神輿担ぎ人夫を出して執行することが取り決められている。

祭礼定式帳は他の箇所でも、この一条目について、以来は豊凶にかかわらず神輿巡行と述べている。四日市場側の余儀なき差し支えとは、多くの場合、経済的事情によると推測される。実は、先の天保一〇年の請書中二条目には付則として、屋台は代官へ伺いのうえ沙汰によって差し出すとあり、谷村側は附祭の一部でも執行したいとの態度を示していた。不況時にも町場谷村が附祭を行うこと、とくに、人夫を出して神輿を巡行させることは、また新たな葛藤を生じさせたように思われる。

天保一四年（二〇三）、中町警固若者と四日市場神楽付き若者の喧嘩をきっかけに、これまでも争いが度々あつて迷惑していると谷村が出訴している（近世Ⅱ一〇四）。祭礼定式帳にも、神輿が四日市場宿尻で巡り、新井の神楽、四日市場の神楽と行き違ふときに口論が度々起こるため、注意することと述べられている。喧嘩自体は気分の高揚のなかで生じるものであろうが、底流には葛藤があり、引き金となったように思われる。祭礼定式帳には、この天保一四年の喧嘩一件が書き移されており、改めて、天保一〇年と同様に、四日市場村が差し支えの際は、他の氏が人夫を出して神輿巡行するとの議定が取り交わされたとある。

両者の争いは、弘化四年（二〇三）三月の大霜害による桑枯れを契機に再び生じた。祭礼定式帳の記載によれば、四日市場側の主張は、谷村から助け金として二両を出して神輿巡行を行うことであった。谷村側の行為を経済的援助にのみとどめ、神輿を自分たちで担ぎ、巡行の主導権を確保しようとしたと思われる。対して、谷村側はのちの例になることを嫌い、あくまでもこの度だけとの確約を取ろうとしている。助け金が出されたかどうか未詳であるが、神輿巡行は今までの議定通りに執行されている。

新町の祭り負 軋轢は谷村氏子町々の間にも生じていた。具体的な事例は知り得ないが、祭礼定式帳のなかに担取り決め「惣行司入用五町割りに成べく分」との取り決め一項目があることが、その証であろう。この項目によれば、対象は御飯屋・御飯屋盛砂ほか入用、幕府陣屋からの出役および神主への弁当賄い入用、総行司へ五町立ち会いの入用である。このほか、神主挟み箱へ入れる謝金（一分ずつ）、四日市場宮神前へ供えるお神酒代（一朱ずつ）、出役の帰還の際の夜食代は、下天神町を除く四町割りとされていた。

祭礼における各町の負担の一端については、新町の安永八年（二七九）の氏神祭礼掟改帳にうかがうことができ（近世Ⅱ一〇五）。全二〇条からなる。うち四〜七条は、生田神社祭礼時の御飯屋に関するもので、御飯屋は両谷村が各自の負担で隔年に建てること、その修復や関係諸入用は毎年両谷村氏子へ割りかけることとされている。

表2-11 新町の祭り組小間口

〔一番組〕	
西	4間   4間半   4間   6間半   6間 (5軒計25間)
東	5間   3間半   4間   6間半   3間   4間半   3間   3間   3間 (9軒計35間半)
総計60間半 銀36匁3分	
〔二番組〕 (3間は東側分へ入る)	
西	3間   5間   7間半   6間   6間   6間半 (削除記載の2間半ママカ) (6軒計34間-33間半カ)
東	6間   9間   4間   5間   4間   4間 (6軒計32間 3間プラスで35間カ)
総計68間半 銀41匁6分	
〔三番組〕	
西	7間半   7間半   12間半   4間半   3間 (5軒計35間)
東	6間半   4間   3間半   4間   3間半   3間 (6軒計24間半)
総計59間半 銀35匁7分	
〔四番組〕	
西	4間   4間   4間   2間   3間   4間   4間 (7軒計25間)
東	4間半   6間   6間半   2間2尺   4間   4間 (削除記載の2間半ママカ) (6軒計27間2尺-27間半カ)
総計52間半 銀31匁5分	

る。この隔年建設の際、上谷村では、まず上天神町が行列執行のためか除かれており、さらに六条目によれば、早馬町は道祖神・天王祭の御旅所の世話を引き受けていたため、新町のみで担当することになっている。

その新町内部での負担をめぐっては、前年の安永七年に改定が計られている。そのため、この帳面が作成された訳である。日待での人別負担はこれまで通りであり、舞台建設やその他の世話も変わっていないようであるから、負担の変更は八・九・一九条からうかがえる三点であろう。負担は人別ごとと小間口ごとに賦課されたが、一点目は、人別ごとの負担が六〇文から銀六分とされたことである。この年前後の谷村周辺の銭相場が未詳であるから、残念ながら、銭六〇文から銀六分への変更がどの程度の額の変更なのかは知れない。ただし、理由に銭相場の下直が上げられており、銭から銀表示への変更は十分な歳入を確保するものであったと思われる。この銀での負担額表示への全面変更が二点目である。三点目は、小間口一間ごとの負担額も銀六分とされたため、町屋ごとの間口、町内で四組に分けられていた組ごとの総間口が改定されたことである。

改定間口は史料の後半部に付されている。往還の西側・東側に分け、一〜四組ごとに記されており、改めて表示したのが表二一一である。(一)内は史料中の数値の実際の計算であり、総計は史料に記される数字である。一節で触れた「上谷村町屋敷検地水帳写」中の新町相当部分とは間口が異なっており、改定しなければならなかったことをうかがわせる。総数は、実数は計算次第で異なるが、西側では総計一一八間半と記され軒数二三、東側では総計一二三間半と記され軒数二七とある。なお、家数を水帳写や屋敷割図と比べると、西側の家数は変わらないが、東側は多い。ともかく、小間口負担のみで銀一四五匁余に上った。

この額に人別負担も加わった訳であるが、祭礼入用はそれだけでは賄いきれていなかったらしい。中町の安政二年(一八五五)の祭礼諸色出入帳によれば(近世二〇七)、二三人分とか、九人分とかの差し廻し集め高、つまり

人別負担の徴収のほかに、その時々の出金に応じて、個人ごとの差し廻し金が入金されており、個人、おそらく有力商職人層へ奉加帳がまわったことがうかがえる。